明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○国土交通省令第三号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第一項、同項第三号及び第三項（これらの規定を同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第三項並びに第二十四条の五第一項及び第六項第二号（これらの規定を同法第三十五条第六項において準用する第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項、第六十七条第一項並びに第六十九条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項並びに貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）第一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第一条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　特定貨物自動車運送事業（第二十一条―第三十二条の三）	第三章　特定貨物自動車運送事業（第二十一条―第三十二条）
第四章　（略）	第四章　（略）
第五章　貨物利用運送事業者に関する特例（第三十五条―第三十五条の五）	第五章　特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用（第三十五条）
第六章・第七章　（略）	第六章・第七章　（略）
附則	附則
（書面の交付）	（新設）
第十三条の三　法第十二条第一項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
一　災害その他緊急やむを得ない場合	
二　真荷主が郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物の運送を委託する場合	
2　法第十二条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	
一　運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所	
二　有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金その他の特別に生ずる費用に係る料金	
三　運賃及び料金の支払の方法	
四　書面を交付した年月日（書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電磁的方法により提供した場合にあっては、その提供した年月日）	
3　真荷主及び一般貨物自動車運送事業者は、法第十二条第一項の規定により書面を交付した場合は、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては確認することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第一項第二号及び第十三条の七第三項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）を一年間保存しなければならない。	